

**山梨県介護老人保健施設整備事業者
募集要項**

令和 8 年 7 月

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

1. 募集の趣旨

山梨県では、峡南南部圏域における医療再編に伴い、当該域内における介護サービス提供体制の維持を図るため、介護老人保健施設を整備・運営する事業者を募集します。

整備・運営を希望される法人におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解のうえ、御応募いただきますようお願いいたします。

2. 募集内容

(1) 施設の種類 介護老人保健施設

(2) 募集期間 令和8年7月21日(火) ～ 令和8年11月30日(月)

申請書類受付期間 令和8年11月2日(月) ～ 令和8年11月30日(月)

(3) 募集条件

開設時期	令和9年4月1日～令和10年3月31日 ※上記期間中に介護老人保健施設設置に必要な許可等を受け、事業開始すること
整備区域	山梨県峡南圏域（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）
施設入所定員	27人
整備方法	新設又は既存施設の増床

(4) 県の財政支援

補助メニュー	補助金額	対象経費
山梨県介護基盤整備等事業費補助金	74,600千円×施設数を上限にその実経費	整備に必要な工事費等
山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金	1,120千円×定員数を上限にその実経費	職員雇上げ経費（最大6か月間）、職員募集経費、備品購入費 他

※上記補助金の額は変更になる場合があります。

※補助金については、補助金の交付要件を満たす必要があります。また、別途審査を行いますので、今回の事業者の選定をもって補助金の交付決定を約束するものではありません。

※既存施設の増床の場合は「山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金」のみ対象となります。

3. 応募の資格要件

(1) 応募者は、令和8年4月1日において、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、その他介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第3項第1号に基づき、「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者」（平成11年厚生省告示第96号）であって、以下の要件を満たす者。

・介護保険法第94条第3項各号のいずれの規定にも該当しないこと。

- ・介護保険法第94条第4項の規定に該当しないこと。
 - ・介護保険事業を行っている場合、直近の県の指導監査等で行政処分（指定の取消し、指定の全部または一部停止等）を受けていないこと。
- (2) 法人（法人設立予定者を含む）の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 国・県・市町村税について滞納がないこと。
- (4) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令を遵守していること。
- (5) 建設予定地については、都市計画法、農振法、農地法、その他土地に関する法的規制について、関係機関と事前に相談を行い、当該計画の実現性を確認していること。
- (10) ア 建設予定地は、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（災害レッドゾーン）に指定されていない場所であること。
- イ 災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域（災害イエローゾーン）に施設を整備する場合は、想定される被災リスクに対して、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。
- (6) 建設予定地については、原則として応募法人が所有している土地、又は用地取得が確実な土地であること。借り上げによって建設予定地を確保する場合には、施設の長期運営が保障されるための適切な措置（30年以上の地上権又は借地権の設定および登記等）が講じられていること。
- ※売買契約予定又は借地契約予定の場合、応募時点で契約を締結している必要はないが、本要項に係る山梨県介護老人保健施設整備事業者として選定された後に契約を締結する旨を書面で確約しておくこと（借地の場合の地上権等の設定および登記の契約も同様）。
- ※借り上げに伴う賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であること。（設置主体の理事長又は役員等から賃借した建設用地ではないこと。）
- (7) 整備予定地については、原則として、当該事業以外の目的による抵当権その他事業の遂行を制限するおそれのある権利が設定されていないこと。

4. その他

- (1) 整備予定地の市町村と事前に調整を行い、整備計画等に関する意見を確認しておくこと。

- (2) 応募にあたっては、整備予定地周辺の住民や自治会長への説明会を開催するなど、地域住民の理解を得ながら計画を進めること。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構や銀行等からの借入を予定している場合には、事前に当該金融機関等に相談し、借入限度額や償還計画等について十分な調整を行うこと。
- (4) 施設整備の準備を進めた場合でも、審査の結果によって候補事業者に選定されない可能性がある。準備にかかる費用は応募者の負担となるため、選定されないリスクを十分に考慮しておくこと。

5. 提出書類等

提出書類は別添「提出書類一覧表」に記載してある書類一式（正本一部）によるものとします。書類は、項目の全てに記載（該当しない箇所は「該当なし」等を記載すること。）して提出してください。また、書類一式のデータを格納した CD-R 1 枚をあわせて提出してください。

※書類提出に関する留意事項

- (1) 受付締め切り後の追加提出、差し替え等は認めません。
- (2) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令に規制がある場合は、関係機関と十分協議を行ってください。
- (3) 応募に要した費用については、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類は返却しません。提出後、書類に関する問い合わせに対応できるよう、書類一式の控えを保管してください。

6. 提出書類の受付

受付期間 : 令和 8 年 1 1 月 2 日 (月) ~ 令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月)
(ただし、山梨県の休日定める条例 (平成元年山梨県条例第 6 号) に定める県の休日を除く。)

受付時間 : 8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 1 5 分 ※ 1 2 時 ~ 1 3 時を除く。

提出方法 : 持参

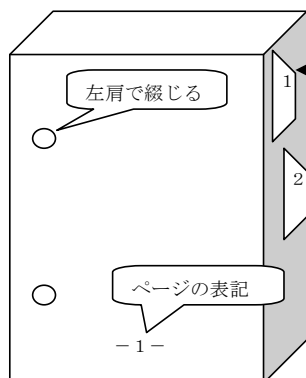
※上記「**3. 応募の資格要件**」を満たしていない場合や書類の不備がある場合、書類を受け付けないことがあります。

※応募受付後、辞退をする場合は速やかに辞退届出書 (任意様式) を提出してください。

提出先	山梨県甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号 山梨県福祉保健部健康長寿推進課 (山梨県庁本館 5 階) 介護基盤整備担当 TEL : 0 5 5 - 2 2 3 - 1 4 5 1
-----	--

提出部数	それぞれ、正本1部、データ格納CD-R1枚 目次及びインデックスを付けてA4ファイルに綴じること。
------	--

提出書類の体裁



- 提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。
- 原則A4版とし、図面等はA4サイズに折りたたむ。
- ページをつける。
- 添付資料に、番号表記のインデックスをつける。
- 全体をA4ファイル等で綴る。

7. 質疑応答

(1) 質問は、メールにより別添質問票によって行ってください。

※メールアドレス：chouju-kiban-chousa@pref.yamanashi.lg.jp

※メール表題は「介護老人保健施設公募質問票（重要）」としてください。

※メール送信後に必ず電話によりメールが正常に到達したことを確認してください
(山梨県福祉保健部健康長寿推進課介護基盤整備担当 TEL:055-223-1451)

※老人福祉法、介護保険法及び関係基準等を理解したうえでの応募を前提としているので、関係法令で確認できる内容、例えば、「介護老人保健施設の指定基準を教えてください」、「介護職員の配置はこれでいいか」などの質問は受け付けません。

ただし、認可、指定基準の解釈上の疑義についてはこの限りではありません。

(2) 質問受付期間：令和8年7月21日（火）～令和8年10月30日（金）

※受付期間終了後の質問は受け付けません。

※質問については、随時回答するとともに、その内容を周知する必要がある場合は、回答を山梨県健康長寿推進課ホームページで公表します。

8. 選定について

(1) 選定方法

県では、今回の施設整備に際しての評価の視点を、下表のとおり示し、これに沿った整備が行える者を候補事業者として選定することとします。選定に当たっては、当該視点に基づく評価を行うとともに、公正性・透明性の確保の観点から、原則として選定委員会を組織し、応募書類及び応募者によるプレゼンテーション等を総合的に審査の上、

決定します。なお、応募状況等に応じて、選定方法については適宜検討するものとします。

(2) 選定結果

各応募者に選定結果を通知します。また、選定結果は山梨県健康長寿推進課ホームページで公表します。

(3) 結果通知の時期 令和8年12月下旬（予定）

(4) その他の留意事項

本選定により、介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可(以下、「許可」という。)を保障するものではありません。

候補事業者に選定されても、許可に係る届け出、許可申請時において、基準に該当しない場合は、許可をいたしません。

【審査項目及び審査の視点】

項目	審査の視点
1 法人・運営体制	① 介護保険事業・老人福祉事業等の十分な実績がある。また、法人経営が適正かつ健全であるか
	② 協力医療機関との十分な連携が見込まれるか
	③ 従業員の処遇に関し、定期昇給や各種手当（資格手当、職務手当等）の制度はあるか
	④ 職員確保の取組が具体的に計画されているか
	⑤ 職場環境の改善やハラスメント、離職防止等に対する取組が適切か
	⑥ 職員の資質向上などの取組が具体的に計画されているか
2 事業計画 (資金・建設)	① 資金計画は、根拠のあるものとなっているか
	② 事業収支シミュレーションがしっかりした積算根拠のもとに成り立っているか
	③ 運転資金が十分確保されているか
	④ 整備予定地は、用地確保が確実に見込まれるか。また、当該土地の使用形態について、相当の期間確実に事業の継続が見込めるか
	⑤ 申請地（建築予定部分）に抵当権が設定されていないか
	⑥ 施設の立地及び駐車場の確保ができるものであるか
	⑦ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域（災害イエローゾーン等）に指定されていないか 指定されている場合は、リスクを踏まえた対策が示されているか
3 立地等	① 整備予定地に接する土地所有者や地域住民等に対して十分な説明を行っているか
	② 同種の他事業所（他法人）と近接せず、地域における適正な配置となっているか
	③ 申請地500m以内に、公共交通機関（バス停、駅）が整備されているか
	④ 騒音・悪臭・立地等の住環境阻害要因が近くにないか
	⑤ 幹線道路からのアクセスが容易で施設へ入る道路幅員が十分な広さを有しているか
4 運営に係る理念、方針、特色等	① 事業運営にあたっての理念や方針などは、具体性があり、介護保険法等に基づいた介護・福祉の理念を具現化したものであるか
	② 認知症ケアに対する考え方や取組みが具体的に示されているか
	③ 早期在宅復帰に対する方策が具体的に示されているか
	④ 身体拘束に対する考え方等が適切であり、措置等が具体的に計画されているか
	⑤ 高齢者虐待防止に対する考え方等が適切であり、措置等が具体的に計画されているか
	⑥ 事故防止・事故発生時の対応についての考え方が適切であり、措置等が具体的に計画されているか
	⑦ 感染症に対する考え方等が適切であり、措置等が具体的に計画されているか
	⑧ 防災計画（地域連携や避難訓練等）や防災体制の構築等、非常災害時の体制等が適切であり、具体的な防災対策を行うことが見込まれるか
	⑨ 地域との連携が確保されるうえで、地域住民との交流・活動に積極的な取組みがあるか
	⑩ 独自の取組みやサービスの向上につながる点（独自性・工夫）など、優れた事項があるか

9. 選定の取消

- (1) 候補事業者が、虚偽その他不正な手段により選定を受けた場合は、その決定を取り消すことがあります。
- (2) 候補事業者が、介護保険法、社会福祉法、老人福祉法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令に違反している場合はその決定を取り消すことがあります。
- (3) 選定後、下記の事業計画に変更が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募法人（設置予定法人を含む。）に重大な変更が生じたとき。

- ② 定員の変更。
 - ③ 建設予定地の変更、又は建設予定地が確保できないとき。
 - ④ 施設計画に重大な変更が生じたとき。
 - ⑤ 建設等に必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき。
 - ⑥ その他、施設の運営に支障をきたすと認められるとき。
- (4) (1)～(3)により決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を県に求めることはできません。

10. 公募スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和8年 7月21日（火）	募集開始、質問受付開始
令和8年10月30日（金）	質問受付終了
11月 2日（月）	申請の受付開始
11月30日（月）	申請の受付締切（必着）
12月下旬	選定結果を通知

介護老人保健施設公募に係る質問票

1. 質問の内容について			
①質問する項目			
②質問する具体的な内容（具体事例等を含めた質問内容について）			
2. 質問者について			
①事業所名			
②質問者の氏名			
③連絡先			
T E L	—	—	（直通・代表）
F A X	—	—	
E-Mail			

質問票送信先 山梨県福祉保健部 健康長寿推進課介護基盤整備担当 E-Mail：chouju-kiban-chousa@pref.yamanashi.lg.jp
--